

ユネスコ世界記憶遺産登録申請書

申請案件名：朝鮮通信使に関する記録 - 17世紀～19世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史

1. 0 概要

朝鮮通信使に関する記録は、1607年から1811年までの間に、日本の江戸幕府の招請により12回、朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関する資料である。

この資料は、歴史的な経緯から韓国と日本国に所在している。

朝鮮通信使は、16世紀末に日本の豊臣秀吉が朝鮮国に侵略を行ったために途絶した国交を回復し、両国の平和的な関係を構築し維持させることに大きく貢献した。朝鮮通信使に関する記録は、外交記録、旅程の記録、文化交流の記録からなる総合資産であり、朝鮮通信使が往来する両国の人々の憎しみや誤解を解き、相互理解を深め、外交のみならず学術、芸術、産業、文化などのさまざまな分野において活発に交流がなされた成果である。

この記録には悲慘な戦争を経験した両国が平和な時代を構築し、これを維持していくための方法と知恵が凝縮されており、「誠信交隣」を共通の交流理念として、対等な立場で相手を尊重する異民族間の交流を具現したものである。その結果、両国はもとより東アジア地域にも政治的安定をもたらしたとともに、交易ルートも長期間、安定的に確保することができた。

ゆえに、この記録は両国の歴史的経験に裏付けられた平和的・知的遺産であり、恒久的な平和共存関係と異文化尊重を志向する人類共通の課題を解決するものとして、顕著で普遍的な価値を有している。

2. 0 申請者の詳細

2. 1 申請者の名称

財団法人 釜山文化財団（韓国）

NPO法人 朝鮮通信使縁地連絡協議会（日本）

2. 2 申請する記録物との関係性

朝鮮通信使に関する記録は、両国の国家及び地域の行政機関・博物館または大学などに保存されている。朝鮮通信使が長い距離を往来しながら歴史的痕跡を残してきたため、それに関する記録が路程の主要都市（縁地）において伝世していることは当然のことであり、そのことがこの記録のあり方を特徴づけている。

朝鮮通信使に関する記録のユネスコ記憶遺産登録推進の主体は韓国の「財団法人釜山文化財団」と日本の「NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会」である。

韓国側の「財団法人釜山文化財団」は、朝鮮通信使顕彰事業を展開していた「朝

鮮通信使文化事業会」の事業を受けつぎ、現在では朝鮮通信使祭りと学術シンポジウム、朝鮮通信使歴史館運営などを通じ‘朝鮮通信使の復活‘を推進している中枢機関である。

日本側の「NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会」は、1995 年に対馬で結成され、朝鮮通信使の歴史的な意義の顕彰や史料の調査研究、並びに日韓の親善交流を図るために結成された団体である。日本国内の 1 都 2 府 12 県にまたがる官民共同の広域的なネットワークを形成する協議体である。毎年、全国交流大会を開催し、朝鮮通信使行列の再現、講演会、シンポジウム、展覧会、交流会、調査研究などの多彩な啓発普及事業を展開している。

日韓の両団体は、朝鮮通信使を縁とし、2002 年から日韓両国の各地で開催される朝鮮通信使交流事業を支援しており朝鮮通信使の顕彰及び学術研究などの活動に取り組んでいる。

両団体は、これまでの朝鮮通信使を顕彰し普及するための多様な事業経験を基に、朝鮮通信使の歴史的・世界的意義をより広く普及するためには、関連記録をユネスコ記憶遺産に登録することが必要だという認識を共有したのである。そこで、両国で各自推進委員会を発足させ、傘下に学術委員会を構成し朝鮮通信使関連記録の調査・整理、並びにユネスコ記憶遺産としての妥当性と価値などに関する研究と討論を進めてきた。さらに両国の処々に保管されている朝鮮通信使に関する記録の目録作成、科学的保存状態の検討、データベース化などを通じ、誰にでも朝鮮通信使の関連記録を閲覧できるようにし、朝鮮通信使が求めてきた平和交流の意義を広く知らせる目的から共同登録申請の主体になったのである。

2. 3 連絡担当者

財団法人 釜山文化財団 代表理事 李文燮

NPO 法人 朝鮮通信使縁地連絡協議会 理事長 松原一征

2. 4 連絡先の詳細

李文燮

住所：大韓民国釜山広域市南区牛岩路 84-1 戡蠻創意文化村 釜山文化財団

電話：0 5 1 - 7 4 4 - 7 7 0 7

FAX：0 5 1 - 7 4 4 - 7 7 0 8

E-mail：tongsinsa@bscf.or.kr

松原一征

住所：日本国長崎県対馬市厳原町国分 1 4 4 1 番地 対馬市役所 NPO 法人
朝鮮通信使縁地連絡協議会

電話：0 9 2 0 - 5 3 - 6 1 1 1

FAX：0 9 2 0 - 5 3 - 6 1 1 2

E-mail：masaomi@city-tsushima.jp

2. 5 権限に関する宣言

私は、自分が本書に記載する記録物のユネスコ記憶遺産（国際登録）への登録を申請する権限を有することを保証します。

署名名：

フルネーム：李文燮

所属：財団法人釜山文化財団

日付：2016. 1. 29

署名名：

フルネーム：松原一征

所属：NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会

日付：2016. 1. 29

3. 0 当該記録遺産の特定と記述

3. 1 申請されている物件の名称及び詳細識別情報

物件名称：朝鮮通信使に関する記録－17世紀～19世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史

申請団体：財団法人釜山文化財団及びNPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会

詳細識別情報

この記録は、外交記録、旅程の記録、文化交流の記録の3つに分類される。

(1) 外交記録

これは朝鮮と日本の国家機関で作成された公式記録や外交文書で、朝鮮通信使派遣と関連した全般的な内容を含んでいる「通信使謄録」などの朝鮮王朝が編纂した記録、朝鮮国王が日本の徳川将軍にあてた「朝鮮国書」などの外交文書がこれに当たる。これらの記録や文書には、両国の統治者が善隣友好の構築とその存続を願う意思が反映されており、加えて通信の原則や方法が漏れなく記載されている。

(2) 旅程の記録

朝鮮国首都の漢陽(ソウル)から日本国の江戸(東京)まで、往復4,500kmに及ぶ長い路程での出来事や見聞したことを具体的に記録した三使や使行の随員による通信使行録、日本の各地域の応接責任者が記録した供応記録、そして路程の所々において使行の行列や現地の風景を生き生きと描いた記録画や鑑賞画などがこれに当たる。これらは朝鮮通信使が往来した具体的な状況を伝えるとともに、通信使の概要、日本人の通信使への対応、及び異文化に対する相互の憧憬などを知ることができる。

(3) 文化交流の記録

朝鮮通信使が往来することにより、三使や使行の随員と日本の各階層の間で儒学や医学をはじめ、さまざまな分野で活発な交流が行われた。それは両国が共に漢字文化圏に属していたことで交流が円滑になされ、交流を通じて筆談唱和集、詩文、書画などが大量に作成された。

筆談唱和集は両国の文士の間で筆談により行われた会話と詩文の唱和を通じた交流を生き生きと伝える記録である。また、旅程の各地域に遺された三使や使行の随員の書や絵画、並びにソウルの博物館や大学などに保管されている日本から贈られた絵画は、統治者から民衆に至るまで、ほぼすべての階層から唱和と贈与の方式で両国に伝わり、現在まで大切に保存されている記録である。これらの記録は、両国の友好関係の構築、並びに学問及び文化の発展に朝鮮通信使が寄与していたことを証明するものである。

日韓両国に所在するこれらの記録を総計すると 111 件 333 点となり、そのうち、外交記録は 5 件 51 点、旅程の記録は 65 件 136 点、文化交流の記録は 41 件 146 点となる。これを国別にみると次のとおりである。

- a) 韓国所蔵記録 - 外交記録 2 件 32 点、旅程の記録 38 件 67 点、文化交流の記録 23 件 25 点、合計 63 件 124 点。
- b) 日本所蔵記録 - 外交記録 3 件 19 点、旅程の記録 27 件 69 点、文化交流の記録 18 件 121 点、合計 48 件 209 点。

3. 2 目録又は登録の詳細

別添目録「別紙 1」のとおり。

3. 3 視覚資料

「別紙 2」のとおり

3. 4 来歴／出所

- a) 韓国所蔵記録において、登録申請の記録の中で歴史的来歴が明らかになっている主要資料の来歴は以下の通りである。

(1) 外交記録

外交記録には「通信使騰録」と「邊例集要」がある。

「通信使騰録」(目録番号 I-1) は、1641 年から 1811 年までの通信使行に関連した公文書を記録し年代別に綴った文書である。本文書には通信使往来の出発から終わりにかけて作成された公文書をほぼ網羅している。

「邊例集要」(目録番号Ⅰ-2)は1598年冬から1841年まで朝鮮後期日本との外交関係を記録したものである。本書には日本との外交事項を全部で30余りの項目に分けて記録してあるが、各項目の事実は該当する主題と上啓などの謄録を参考に年代順に要約し整理したものである。

(2) 旅程の記録 - 通信使行録、記録画

旅程の記録には「通信使行録」(目録番号Ⅱ-1～Ⅱ-32)と「記録画」(Ⅱ-33～Ⅱ-38)がある

「申青川海遊録」(Ⅱ-16)は1719年通信使の製述官として参加した申維翰が書いた通信使行録である。1719年4月11日にソウルを出発、9月27日に江戸に到着し国書を伝えてから1720年1月24日に朝鮮に帰国するまでの261日間の旅程を日記形式で記録した。別途に聞見別録を添付し、日本の山水、制度、物産、風俗文学、学問などに関する見聞を記録した。

「仁祖14年通信使入江戸城図」(Ⅱ-34)は冒頭に「丙子信使韓国使臣入皇城行陣図」という題目が書かれており1636年第4次通信使一行が江戸城に入る様子を描いた行列図と推定されている。

「肅宗37年通信使行列図」(Ⅱ-35)は1711年江戸へ向かった通信使行列を迎える様子を描いたものである。1711年通信使が往来するとき幕府の応接担当の総責任者であった土屋政直が対馬藩に記録画の制作を指示すると対馬藩が対馬の画家俵喜左衛門の主管の下に江戸で活動する町絵師を動員し141日間かけ14巻を制作したと伝わる。現在は10巻が4か所に伝来しており、その内4巻が韓国国史編纂委員会に保存されている。これは全体のセットを揃え完全な状態で残っている唯一の作品である。

「槎路勝区図」(Ⅱ-36)は1748年通信使の画員の李聖麟が釜山から江戸に至る通信使の全路程の景観を30図描き、2巻にまとめた絵画である。

(3) 文化交流の記録 - 書画

文化交流の記録には通信使が日本に残した詩や書画(目録番号Ⅲ-1～Ⅲ-15)、日本人が通信使に渡した詩や書画(Ⅲ-16～Ⅲ-20)、通信使と日本の文士が交わした詩文(Ⅲ-21～Ⅲ-23)などがある。

「金世濂等筆跡」(Ⅲ-1)は、1636年の通信使行の三使と吏文学官などが日本の風物を見て書いた詩で、朝鮮通信使の日本観と日本認識を知ることができる作品である。

「芙蓉雁図屏風」(Ⅲ-18)1双は江戸の画家狩野宴信の作品である。6曲の屏風二つにかけ描いた絵画で、二つが一組を為すものである。1748年通信使が日本へ行ったときの徳川将軍から朝鮮国王への贈り物で、各屏風の右上に英祖が1751年春に書いた御製筆がある。

「義軒・成夢良筆行書」(Ⅲ-21)は1719年通信使書記成夢良と当時朝鮮通

信使一行を迎えた日本人のうち、号を義軒という人物と一緒に書いたもので、七言詩の二首がある。

- b) 日本所蔵記録において、登録申請の記録のほぼ全てのものが、その歴史的来歴が明らかになっている。そのうち、主な資料の来歴は以下の通りである。

(1) 外交記録

外交記録には、朝鮮国書と朝鮮通信使進物目録がある。

「朝鮮国書」（目録番号Ⅰ-1）は、徳川将軍が朝鮮通信使から接受した朝鮮国王名の国書と別幅（進物目録）から成る。そのなかでも、1607年と1617年の朝鮮通信使が携行した国書は、両国の対外的な主張の衝突を回避し、断絶した日朝国交の回復を急ぐ対馬藩によって改作されたものでありながら、現実的には外交文書としての機能を果たしており、特異な形で再開された日朝の国交回復のあり方を示している。

その他の使行年の目録掲載の国書は、両国間の友好を願う朝鮮国王の意思がそのまま表れており、その文面には「誠信交隣」の精神が満ち溢れ、朝鮮通信使による両国の平和構築と維持のための相互努力がみてとれる。ともに徳川将軍家の紅葉山文庫に保存・伝来していたが、現在は京都大学総合博物館と東京国立博物館で保存公開されている。

「正徳元年朝鮮通信使進物目録」（Ⅰ-3）は、1711年に使行した朝鮮通信使が長州藩主毛利吉元に対して贈った礼物の目録である。人参を除き目録記載された礼物とともに長く毛利家で保存され、のちに山口県立山口博物館に寄贈された。

(2) 旅程の記録

旅程の記録には、供応記録（目録番号Ⅱ-1～Ⅱ-6）、記録画（Ⅱ-7～Ⅱ-23）、観賞画（Ⅱ-24～Ⅱ-27）がある。

供応記録のうち、「朝鮮信使御記録」（Ⅱ-1）は1711年、「福岡藩朝鮮通信使記録」（Ⅱ-2）と「甲申韓人来聘記事」（Ⅱ-3）は1763～1764年に使行した朝鮮通信使をもてなした長州藩、福岡藩、尾張藩の供応記録である。供応記録には、日本における朝鮮通信使の動向及び日本側の対応などが事細かに記述されている。これらは、作成した各藩で保管されていたが、近代となつてからその行政機能を継承した県・市に引き継がれ、所管の文書館や博物館などで保存公開されている。また、「小倉藩朝鮮通信使対馬易地聘礼記録」（Ⅱ-4）は1811年の使行時において、対馬で将軍に代わり朝鮮国書を接受した小笠原忠固が藩主であった小倉藩の記録であり、異例となつた易地聘礼の様子がわかる。旧藩主家から寄贈されたものである。

記録画は、朝鮮通信使の行列図及び船団図などである。なかでも、「正徳

度朝鮮通信使行列図巻」(Ⅱ-7)、「朝鮮信使参着帰路行列図」(Ⅱ-8)、「宗対馬守護行帰路行列図」(Ⅱ-9)と韓国の「肅宗37年通信使行列図」(韓国側目録番号Ⅱ-35)は、1711年に対馬藩の命により、同じ工房で同じ絵師たちによって作成された一体性のある記録画であったが、のちに分散し、現在はそれぞれが異なる公的機関で保存されている。

また、「延享五年朝鮮通信使登城行列図」(Ⅱ-10)及び「朝鮮人来朝覚 備前御馳走船行烈図」(Ⅱ-14)は、朝鮮通信使を間近に見物した群衆の一人が作成したもので、通信使に対する民衆の驚きや歓迎ぶり、感想や流言などの情報が人間味あふれるユーモラスな筆致で絵画とともに記述されている。ともに長く作者の関係者が所有していたが、近年、公立博物館の所有となって保存公開されている。

(3) 文化交流の記録

文化交流の記録には、雨森芳洲関係資料、朝鮮通信使の詩文、学術交流の記録、朝鮮国王と徳川将軍の交流記録、朝鮮通信使と徳川将軍・大名家の交流記録がある。

「雨森芳洲関係資料」(目録番号Ⅲ-1)は、対馬藩儒学者として1711年及び1719年の朝鮮通信使に随行し親密に交際した雨森芳洲の著述稿本類、文書・記録類、書状類、詩稿、肖像画などである。代表的な著書である「交隣提醒」では異民族間の文化の相違を尊重し、「誠信」を重んじた日朝外交の必要性を説いている。これらは、雨森家の出身地である滋賀県長浜市の博物館において、大切に保存され公開されている。

朝鮮通信使の詩文は、「朝鮮通信使副使任守幹 壇ノ浦懐古詩」(Ⅲ-2)、「福禅寺対潮楼朝鮮通信使関係資料」(Ⅲ-3)、「本蓮寺朝鮮通信使詩書」(Ⅲ-4)、「朝鮮通信使従事官李邦彦詩書」(Ⅲ-5)、「清見寺朝鮮通信使関係資料」(Ⅲ-6)があり、三使及び使行の随員が、江戸往復の旅の途中で滞在した日本各地において、現地の故事や風景などを題材として作詩したものである。これらは、作成された現地のゆかりの寺社が所有している。日本の学者に大きな学問的、文化的な影響を与えた資料である。

学術交流の記録のうち、「波田嵩山朝鮮通信使唱酬詩並筆語」(Ⅲ-8)は、下関において長州藩儒学者の波田嵩山が1763～64年の使行の随員と、「韓客詞草」(Ⅲ-9)は、京都の相国寺慈照院の学僧である別宗祖縁が1711年の三使や使行の随員と学術交流した時の資料である。今も波田家及び慈照院において大切に保存されている。

「金明国筆拾得図」(Ⅲ-7)、「瀟相八景図巻」(Ⅲ-10)「寿老人図」(Ⅲ-11)、は、朝鮮通信使の使行時に両国の画家と学者が共同して作成したものなどであり、両者の交流を物語る。

朝鮮国王と徳川将軍の交流記録は、「朝鮮国王孝宗親筆額字」(Ⅲ-13)

である。これは朝鮮国王孝宗の自筆の書である。1655年の朝鮮通信使が携行し、前徳川将軍家光の霊廟である日光の大猷院に寄贈したものであり、今も現地で大切に保存されている。両国の統治者の直接の交流を証するものである。他にも朝鮮通信使と徳川将軍の交流記録は、「東照社縁起(仮名本)」（Ⅲ-14）と「東照社縁起(真名本)」（Ⅲ-15）である。これらは、1636年の朝鮮通信使の日光訪問を記念して幕府が作成し、東照社に奉納したものである。仮名本には朝鮮通信使が描かれ、真名本には三使の詩16点が所収されている。ともに国の重要文化財に指定され東照社で保存公開されている。朝鮮通信使の日光訪問を証するものである。

朝鮮通信使と大名家の交流記録には、「宝暦十四年朝鮮通信使正使趙曦書帖」（Ⅲ-16）、「彦根藩岡本半介筆録任統謝詩並岡本半介唱酬詩」（Ⅲ-17）、「朝鮮国三使口占聯句」（Ⅲ-18）などがある。迎接地の御馳走役を務めた大名家に対し、三使が謝意を込めて作成し贈った詩や書である。

3. 5 参考文献一覧

「別紙3」のとおり

3. 6 申請物件の価値及び出所について専門知識を持つ最大3名／3か所の人又は団体の名称、資格及び連絡先の詳細

- 1) 名 前 : Ronald P. Toby
役 職 : Department of History University of Illinois
連絡先 : 810 South Wright Street Urbana, IL 61801
Email: rptoby@illinois.edu

- 2) 名 前 : James B. Lewis
役 職 : University Lecturer in Korean History Oxford University
連絡先 : Wellington Square Oxford OX1 2JD, United Kingdom
Email: jay.lewis@orinst.ox.ac.uk

4. 0 法的情報

4. 1 記録物の所有者（名称と連絡先詳細）

「別紙4」のとおり

4. 2 記録物の管理者（所有者と異なる場合は名前及び連絡先詳細）

「別紙4」のとおり

4. 3 法的状況

a) 韓国側

1) ソウル大学校 奎章閣韓国学研究院

所有権は国有であり、責任行政機関はソウル大学校奎章閣韓国学研究院である。

2) 国立中央図書館

朝鮮通信使に関する記録の保存に関して全ての法的・行政的責任は上記の所有者及び管理者に属する。

3) 国史編纂委員会

所有権は国有であり、管理機関は国史編纂委員会。

4) 高麗大学校 図書館

高麗大学校図書館所蔵の当該遺産の保存管理と取扱いに関する全ての責任と権限は高麗大学校図書館が有する。したがって、当該記録の利用時は高麗大学校図書館の許可を得ることが要求され、許可された目的以外の使用は制限される。

5) 忠清南道歴史文化研究院

「辛未通信日録」3冊の保存に関して全ての法的・行政的責任は上記の所有者及び管理者に属する。

6) 国立中央博物館

国立中央博物館所蔵の6件の当該遺産の保存管理と取扱いに関する全ての責任と権限は国立中央博物館が有する。したがって、6件の当該遺産の利用時は国立中央博物館の許可を得ることが要求され、許可された目的以外の使用は制限される。

7) 釜山博物館

「金義信書帖」等の10件10点の記録の保存に関して全ての法的・行政的責任は上記の所有者及び管理者に属する。

8) 国立古宮博物館

国立古宮博物館所蔵の当該遺産の保存管理と取扱いに関する全ての責任と権限は国立古宮博物館が有する。したがって、当該遺産の利用時は国立古宮博物館の許可を得ることが要求され、許可された目的以外の使用は制限される。

9) 国立海洋博物館

国立海洋博物館が所蔵している4件4点の記録物の保存に関して全ての

法的・行政的責任は上記の所有者及び管理者に属する。

- b) 日本所蔵記録は、所有者がすべての権限と管理責任を有している。また、所有者と管理者が異なるものは、指定文化財であれば、文化財保護法若しくは縣市文化財保護条例、未指定文化財については民法の寄託規定により、管理者が管理責任を有している。

さらに、指定文化財のうち、重要文化財は文化財保護法により国(文化庁)、地方指定文化財については、各縣市町の文化財保護条例により、これを所管する教育委員会が保存管理に係る指導権限を有している。

なお、登録申請にあたっては、すべての所有者から NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会理事長松原一征あてに承諾書が提出されており、本申請にかかる権限は同会会長松原一征が有している。

4. 4 アクセス可能性

「別紙5」のとおり

4. 5 著作権の状況

a) 韓国所蔵記録

- 1) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、国立中央図書館、国史編纂委員会、高麗大学校図書館

著作権の保護期間は著作権法第36条により著作者死後50年間となっており、既に著作権保護期間は経過している。ただ、著作権法第5条及び第6条により原著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映像を製作した二次的著作物と編集著作物は独自の著作物として保護される。

- 2) 忠清南道歴史文化研究院、国立中央博物館、釜山博物館、国立古宮博物館、国立海洋博物館

当該遺産の所有権と著作権は上記の機関にある。

b) 日本所蔵記録

申請する記録のすべては、17世紀から19世紀に制作されたものであり、著作者が死亡して50年以上を経過していることから、その保護期間を経過しており、著作権を有する者は存在しない。

また、著作者人格権については著作者の一身に専属しているが、著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作権者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害をしてならないとされている。

なお、所有者は所有権に基づく私法上の権限を有している。

5. 0 選定基準に照らした評価

5. 1 真正性

a) 韓国所蔵記録

I.外交記録にまとめた「通信使膳録」「邊例集要」は、政府の機関である礼曹典客司と司訳院で編纂されたものであり、当時の王室図書館であり学術研究機関でもあった奎章閣に保管・管理されたものである。

II.旅程の記録のうち通信使随員の作成した使行録は、日本での実際の見聞にもとづいている。記録としては、帰国後政府に提出したものと私的に備忘のために書かれたものがあるが、いずれも使行年代と作者は明確である。書画もまた使行当時の状況と時間、場所が事実と対応しており、落款などにより作者が確定できる。

III.文化交流の記録は、通信使随員が制作したもの、および日本の絵師が描いて国王や随員に贈ったものである。そして通信使と日本の文士が筆談した詩文などである。このことは、落款・署名や関連記録などから確認できる。

II・IIIの記録は、ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、国立中央図書館、忠清南道歴史文化研究院、釜山博物館など公立の文化財関連機関と大学図書館で管理されてきた。

b) 日本所蔵記録

日本側の記録は、いずれも制作年代・時期および作者が明確な一次資料である。そのうち文化財保護法および都道府県・市町村の文化財保護条例にもとづいて指定されているものは、専門の研究者による指定審査に際して真正性が確認されている。また、指定措置がなされていない記録については、全て公的な博物館及び図書館などの文化財保存公開機関に保管されているものであり、収集時に真正性が立証されている。なお、この記録の登録申請にあたり設置した学術委員会においても、真正性について調査・審議し、問題がないことを再確認した。

5. 2 世界史的な重要性

朝鮮通信使の往来は単に戦争再発を防ぐための暫定的な処置を超え、持続的に平和体制を模索した。約200年間あまり、朝鮮通信使の往来を繰り返しながら平和的外交の方法と理論を確立した。その詳細な内容が日韓の多くの資料に記録されている。ここには通信使往来の手続きと方法などはもちろん、その原則と目的などについて具体的に記録されており、まさに朝鮮通信使往来の総合的な記録と言える。また、朝鮮通信使の往来に行われた数多くの文化交流の歴史を記した記録は'通信'の実践的な結果物である。

このように朝鮮通信使に関する記録は長い間、平和体制の構築を目的に行わ

れた外交的実践の結果物であるという点で、世界的重要性を持っている。この点で、朝鮮通信使に関する記録は 17～19 世紀の東アジアだけでなく、現代においても戦争と葛藤を越えて人類の平和的な共存を追求するための模範的なテキストになることができると考える。

5. 3 比較的基準

1 時代

朝鮮通信使が往来していた 17～19 世紀には、ヨーロッパ諸国は互いに戦争を繰り返し、海外では侵略と征服をとまなう暴力的支配を拡大させていた。このような時代に東アジアでもっとも明らかな平和的交流を目的に二国間交流を展開した事例が、朝鮮と日本の間に行き交った朝鮮通信使である。この朝鮮通信使に関する記録は、世界の歴史のなかにおいて戦争と暴力の横行する時代に、外交を通じて平和構築と相互理解を促進した貴重な遺産である。

2 場所

朝鮮通信使の往復した路程は、漢陽(ソウル)から江戸(東京)までの海路と陸路を合わせると往復でおよそ 4,500 km を越える。朝鮮通信使は同じ路程を 12 回も繰り返し行き交った。これは、場所ごとに朝鮮通信使の記憶が累積される条件となった。また、このような長い距離を移動しながら通信使が留まった空間は、朝鮮と日本の知識人との知的交流の場であり、日本民衆が異文化を体感することができた場でもあった。

朝鮮通信使に関する記録は、過去の平和構築と文化交流を伝える文化財として、現在も通信使が往復した現地の人々によって大切に保存されており、そこに大きな特徴がある。

3 民衆

朝鮮通信使を通じて、日本人は異文化の接触に強く感動し、これを自国の芸術や文化に取り入れ、多様に発展させた。朝鮮の知識人は日本を観察することによって新しく世界に対する認識を広げた。日本の民衆はさまざまなかたちで通信使の通行を支え、また通信使の行列を間近で見物した。そのことは異国とその人びとに対する親密な感情を醸成した。何より朝鮮通信使の往来は当時の両国の人々が有していた先入見による誤解や偏見の感情を解き放ち、互いの風俗慣習や思想を理解することに大いに貢献した。

4 題材・テーマ

朝鮮通信使に関する記録は相互認識の転換と新たな発見の記録である。朝鮮は朝鮮通信使を通じて日本を文明国と認識するようになり、日本を通じて

これまで知らなかったもっと広い世界が活発に交流していることも分かるようになった。

このような朝鮮通信使に関する記録は、朝鮮の学者たちに意味のある影響を及ぼした。特に、朝鮮の知識人が中国中心の国際的視野感に代わる新たな世界観を模索することに大きく寄与した。同時に、日本は多くの国と活発な交流を通じて当代の学問を独特に発展させたが、ここに朝鮮通信使を通じて伝えられた東アジアの経学も一定の影響を及ぼした。このように朝鮮通信使に関する記録は両国の知識と学問の発展に大きな影響を与えた。

5 記録形態

外交記録は、東アジアで長く続いてきた外交文書様式としての書契や記録の典型的な形を示している。日本は原型を保存する伝統的記録保存方式を保ち、朝鮮は原文が散逸しないよう記録を1ヵ所に謄写して、最大限集大成する伝統がそのまま反映された。

使行録は漢文体である旅行記を基盤とし、東アジアの韻文様式である漢詩と聞見録を適切に組み合わせており、学問と芸術が統合された様式と言える。

他方、伝統的書き物の様式以外に新しい記録の様式を作ったのが筆談唱和集と書画である。筆談と漢詩から成る筆談唱和集は、両国が東アジアの共通意思疎通手段の漢文と漢詩を共有しながら作り出した非常に特殊な形態の記録であり、筆談を通じて互いに意思の疎通を図り、詩を通して真実の心を交した「誠信交隣」を象徴するものである。

また両国の画家が残した絵画は、そのものが当時の最高水準を象徴するすぐれた芸術作品である。特に記録画は写真が存在しない時代における唯一の視覚的な記録であり、これにより朝鮮通信使のあり様を現代においても克明に復原することができる。

6 社会的／精神的／コミュニティ的な重要性

朝鮮通信使に関する記録は、現在の日韓関係の諸問題を解決するための知恵を提供する。つまり、朝鮮通信使が残した誠信交隣の精神は、今日の日韓関係において最も重要な交流の原則になることができる。現在、両国の人々が広く享受している朝鮮通信使に関する記録には、反目と対立を超えて相互平等な立場で理解しあって交流しようとする努力の過程が収録されている。

また、'文化交流を通じた相互理解と平和共存'という朝鮮通信使の精神は今日、日韓両国の各地で朝鮮通信使の行列再現を通じて具現されている。韓国の'朝鮮通信使祭り'はもちろん、日本の対馬・下関・呉（下蒲刈）・瀬戸内（牛窓）・堺・京都・静岡など各地で開催される朝鮮通信使の祭りは、両国の多くの市民が相互協同して参加しており、名実共に日韓共同の祭りとし

て定着している。

今後も、朝鮮通信使をテーマとした取組みやこの記録類の活用が、両国関係はもとより東アジアの平和構築や友好関係の発展に寄与することは間違いないだろう。

6. 0 関連情報

6. 1 希少性

朝鮮通信使に関する記録は、両国間の外交記録であることから、一般的性格を持つ。しかし、この記録は、両国が約 200 年間、12 回の長期にわたって対等な立場で外交使節を派遣したという、平和的交流の特徴的な様相を記録している。また、朝鮮通信使の往来を通して行われたこの記録の作成者と様式は、多様である。朝鮮通信使とこれを応接した日本人は、外交記録はもちろん、紀行文や供応記録をはじめとする旅程の記録、詩文、絵画、筆談唱和などの文化交流の記録を豊富に遺している。これもまた朝鮮通信使に関する記録が総合性をもった外交記録ならではの特徴である。

そのため、朝鮮通信使に関する記録は、外交記録としてはユニークな特徴を有しており、世界的に見ても稀有な真正無二の人類共通の遺産である。

6. 2 完全性

朝鮮通信使に関する記録は、使行の出発と帰還の全過程に対する詳細な内容、接待に対する記録、交流の様子と内容に関する記録、参与した人物に対する記録など、ほぼすべてのことを欠かさず記録している。この記録を通して毎回、朝鮮通信使の往来の様子を再構成できるほどである。このように 12 回にも及ぶ外交使節の 1 回も抜かりなく、完全に記録した資料は世界的にも稀である。

そして、このような記録は日韓両国の国家及び地域の行政機関・博物館、または大学などに大切に保存され管理されている。韓国の記録は朝鮮時代には奎章閣などに所蔵されていたが、大韓民国政府樹立以後は文化財担当機関(国立中央図書館、忠清南道歴史文化研究院、釜山博物館、国立海洋博物館)や専門研究機関(ソウル大奎章閣韓国学研究院、国史編纂委員会、高麗大図書館)などで管理保管されている。また、日本の記録は、ほとんどが国及び各縣市町の指定文化財として公的に保護措置されるとともに、その大半が博物館などの公的施設において貴重な学術資料となっている。また、個人所有のものを含めて国家機関、国立博物館や大学をはじめ、地方の公的な博物館や文書館、図書館などにおいて、より最適な環境で保存され、広く市民に展示公開されている。

よって、この記録の現在の所有及び保存状況は将来にわたり、その資料的価値の完全性を保有するものである。

7. 0 利害関係者との相談

7. 1 この申請の重要性及び保全に関して利害関係者を行った調整の詳細
「別添6」のとおり

8. 0 リスクの評価

a) 韓国所蔵記録

1) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院、国史編纂委員会、高麗大学校図書館、忠清南道歴史文化研究院、国立中央博物館、釜山博物館、国立古宮博物館、国立海洋博物館

-防犯、防災上の危険は国で定めた法令に基づき管理、指導されており各所蔵先では学芸研究員などの専門職員が配置され関連法令及び各所蔵先の規定により管理、保管されている。

2) 国立中央図書館

紙に作成された記録物の性格上、時間の経過による損失が予想されるが、これに備えた定期的に蔵書点検と保存処理作業が施されている。

現在貴重書書庫に保管されており、損失を最小化するため諸措置を施している。

-貴重書書庫には特殊ドアをはじめ、火事発生時の資料の損失を最小化するための消防設備を整えている。

-貴重書書庫は基本的に資料担当者以外のアクセスは遮断しており、防犯カメラを設置し24時間監視している。

b) 日本所蔵記録

学芸員などの専門職員を配置した博物館、宝物館などの文化財保存活用機関で保管しているほか、個人所有の資料については、指定制度による保護措置を行ったうえで、公的な博物館に寄託するなどして、保存及び防犯・防災上のリスクを軽減させるなど、関係市町を通じて適切な管理を行うよう指導しており、所有者もこれを承諾している。

なお、指定文化財及び博物館などの文化財保存活用機関は、消防法及び同法施行令などにより消防機関の検査を受けなければならない防火対象物となっていることから、適切な防災上の措置を講じている。

9. 0 保存及びアクセス管理計画

9. 1 この記録物のための管理計画は存在するか？

「別紙7」のとおり

10. 0 その他の情報

a) 韓国所蔵記録

朝鮮通信使に関する記録はその特性上、記録物保管所（アーカイブ）を設置しすべての資料を1ヵ所に集めるより、記録され所蔵されている現地で保存することが、より現実的な方策であり、より大きい意義がある。朝鮮通信使が立ち寄ったところで残した多様な記録は、それ自体が該当場所で起きた歴史と記憶を最も正確に綴っているからである。

一方では朝鮮通信使に関する記録をデータベースに構築し、オンラインで一か所に集積することが重要である。現在、朝鮮通信使に関する記録を所蔵しているところは数か所であるが、朝鮮通信使をテーマにする専門的な空間は韓国の場合‘朝鮮通信使歴史館’が唯一である。‘朝鮮通信使歴史館’は朝鮮通信使が日本へ渡るため船を浮かべる永嘉台があったところで、2011年に開館し歴史教育の現場として運営されている。今後、朝鮮通信使に関する記録が世界記録遺産に登録されれば、ここを‘(仮称)朝鮮通信使記録遺産館’（以下‘遺産館’）に拡大改変し、各地に散在している資料を一目瞭然に見られるハブとして運営する計画である。

‘遺産館’の運営はオンライン(電子記録館)とオフライン(遺産館)の両方向から行われる。まず、所蔵機関と協議し‘遺産館の電子記録館’を構築して資料を一目でわかるようにする。すでにデータベースが構築されている記録は所蔵機関からリンクできるようにし、今後すべての記録をデータベース化し、誰でも閲覧できるようにする予定である。オフライン、即ち‘遺産館’については、各地に散在している記録物を複製し、常に展示・閲覧できるようにする計画である。これによって、朝鮮通信使に関する記録を誰もが活用できるよう、学問・教育的機能を強化する予定である。

具体的方策は以下のとおりである。

‘(仮称)朝鮮通信使歴史記録館’ 運営計画

1. 朝鮮通信使記録の複製(コピーまたはマイクロフィルム)展示、閲覧
各所蔵所に散在している記録をできる限り全てを複製し朝鮮通信使歴史館’に展示し閲覧と活用ができるようにする。
2. 各所蔵所に保管されている資料をデータベース化し朝鮮通信使歴史記録館ウェブサイトで閲覧できるようにする。

現在位置：釜山広域市東区子城路 99(凡一洞 380-4) 朝鮮通信使歴史館

Tel: 051)631-0858 Fax: 051)631-0859

現況：面積 850 m²/ 延べ面積 578.15 m²

b) 日本所蔵記録

日本の文化財保護制度は、その文化財が成立し伝来してきた経緯を尊重するため、現地保存が原則となっている。また、日本の朝鮮通信使研究は、

各地域で資料が発見され、発見された地域の博物館などで研究が深化し、市民の間に普及してきたというユニークな側面を有している。現在の所在場所、若しくはその近辺の文化財保存活用機関で保存され公開されることが優先される。

また、記憶遺産登録後は、次のことを積極的に推進することを検討している。

- (1) NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会内に所蔵者及び管理者、有識者などで構成する「朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産関係団体協議会（仮称）」を設置して、保存管理に関する共通認識を深め課題の解決に取り組む。また、調査研究、公開、普及活動についても協同して取り組む。
- (2) NPO 法人朝鮮通信使縁地連絡協議会のホームページにデジタルミュージアム的な要素を取り入れて公開し、各記録の情報を世界中に発信する。
- (3) この記録が所在する市町を結んだ「朝鮮通信使の道」を策定して、朝鮮通信使の事跡を学ぶツアーなどを企画する。
- (4) 韓国側の申請主体及び所蔵者などとも情報交換を密にして、必要に応じて両国の組織が一体となってこれらの事業に取り組むことができる体制を構築する。